I 平成18年度事業報告(案)

平成 18 年度の内外情勢をみますと、米国経済は住宅市場の調整により景気減速が懸念されておりますが、ユーロ圏においては緩やかながら回復基調を維持しております。一方、中東においては、イラク国内では、依然としてテロが頻発しており、イランの核問題など、政治・社会面で不安材料があります。

一方、我が国の経済は、消費に弱さがみられるものの、景気は回復を続けており、設備 投資は底堅く、また、雇用改善の動きが明らかとなっております。このため、日銀は平成 18年7月に「景気は持続的な回復基調にある」との判断により約5年4ヵ月ぶりにゼロ金 利政策を解除し、短期金融市場金利を 0.25% (その後 0.5%に) へと引き上げたところで あります。

このような環境下にありながら、わが商品取引業界においては、改正商品取引所法の施行に対応した新たなビジネスモデルの構築に集中する中、平成 18 年度の出来高は前年度比 22%減の 8,500 万枚と平成 11 年度以来 6 年ぶりに 1 億枚の大台を割り込むという不振が続いております。

商品別出来高の内訳をみますと、貴金属市場のシェアが 38%と前年度から上昇してトップシェアとなり、前年度トップシェアであった石油市場が第 2 位の 27%となりましたが、貴金属市場及びゴム市場を除いた他市場は前年度対比で減少しております。また東京以外の取引所の出来高不振を反映して福岡商品取引所が関西商品取引所と平成 18 年 12 月 1 日に合併し、また、大阪商品取引所が中部商品取引所と平成 19 年 1 月 1 日に合併し、新たに中部大阪商品取引所としてスタートしました。

商品取引員の収支の状況ですが、収入の方では平成 17 年から手数料が自由化されたことにより、手数料単価が前年度の 1,800 円前後から 1,600 円前後へと低下している中で、出来高の減少が加わり、手数料収入は対前年度比 30%程度減少の 1,530 億円が見込まれておりますが、自己売買損益は対前年度 3 倍強増加の 150 億円が見込まれております。一方、営業費用については、売買枚数が減少したこと及び支店の統廃合等のリストラが行われたことにより 20%程度減少の 2,100 億円が見込まれるものの、経常収支は 77 億円の赤字が見込まれております。

一方、委託者数は微減したものの 10 万人の大台で推移しておりますが、証拠金の預りは、取組高の減少を反映して、3,600 億円台での推移となっております。このような中、商品取引員は改正商品取引所法及び出来高不振に対応するため、資本の充実とともに効率性を重視した市場の選別や支店の統廃合等によるリストラ、更には証券・為替等の他分野への進出による収益の多様化を図るなど経営改革に取り組んでいる状況にあります。また、今年夏に施行予定の金融商品取引法への対応が急務となっております。

さて本基金は、平成 18 年度において、委託者保護及び会員負担の軽減の観点から違約等により取引所・清算機構から脱退又は清算資格を喪失する商品取引員に対する基金の求償債権の回収を担保するため、取引所・清算機構からの返還金・交付金について担保設定を行うことを検討し、これの実現に向けた手続き等を進めてまいりました。また、会員による委託者資産の分離保管及び会員の財務運営についてオンラインによる常時監視と指導を行うとともに、必要に応じて立ち入りによる監査を行ってまいりました。

平成 18 年度における会員の破産や自主廃業等による弁済案件は 5 件発生しました。これらの案件に係る弁済難易度の認定については、自主弁済案件が 4 件、分離保管弁済案件が 1 件で、一般委託者支払(ペイオフ弁済)を伴う弁済困難の認定は行われませんでした。これは改正商品取引所法による委託者資産の保全が充実した結果と考えられ、商品取引に対する委託者の信頼性の向上につながるものと期待されます。また、この 5 件の弁済案件に加え、3 社の合併、そして 3 社の取次及び他社清算への移行があり、商品取引員の経営状況が厳しいことがみてとれます。

このように、平成 18 年度は前年度に引き続いて厳しい年でありましたが、本基金の主事業である一般委託者支払については、厳しい経営環境の下にもかかわらず、幸いにして発動されず、委託者保護資金は毀損することなく 98 億円を維持することができました。

これも偏に主務省及び関係機関のご指導はもとより、会員各位のご協力とご尽力の賜と、深く感謝する次第であります。

本基金といたしましては、監査の強化等を通じて委託者債権保全の徹底を図るとともに 委託者保護制度の一層の改善を進め、不幸にして弁済事故が起きた場合にはその迅速な処 理に努めることにより、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。 以下、本基金の平成18年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総 務 関 係 事 項

(1) 定款・業務規程等の改正等について

① 定款の改正

㈱日本商品清算機構の株式を取得するため、平成 18 年 5 月 31 日開催の第 2 回通常 総会において、附帯業務として「委託者保護業務に密接に関係する業務を行う法人に 対する出資」を行うため必要な条項を追加する定款の一部改正を行い、即日施行され、 株式 2,500 株の普通株式を取得した。

また、平成19年3月20日開催の臨時総会において定款の一部改正を行い、即日施行された。改正内容は次のとおりである。

- (a) 会員が行政庁から別に定める法律に基づき命令、勧告等を受けた場合、基金へ の報告を義務付ける。
- (b) 制裁制度の見直し
 - (1) 制裁の種類として、譴責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限に加え、保証金の賦課を導入する。
 - (2) 制裁の通知先については、当該制裁会員のみとし、公表については、制裁対象事案の性格に鑑み当分の間制裁を公表しないことが適当であると認められるときは、これを公表しない旨を決定することができる。
 - (3) 異議の申立てについて、申立てを行うことができる事由を明確にするととも に、異議申立ての処理方法を見直す。

② 業務規程の改正

平成19年3月20日開催の臨時総会において業務規程の一部改正について承認されたので、本基金は3月22日付けで主務大臣に認可申請を行ったところ、主務大臣より4月2日付けで業務規程の認可を受け同日施行された。

当該改正内容は、次のとおりである。

(a) 新規会員負担金の額の算定に用いられる平年度の推定取引枚数に用いられる「すべての会員の総取引枚数」、「会員数」及び「直近月におけるすべての会員の純

資産額」は取次専業の会員を含まないことを明確にする。

- (b) 通知商品取引員の通知事由を明確化する。
- (c) 基金代位弁済支払を行った場合におけるその弁済支払に係る委託者の委託者債権 の移転について、弁済公告に記載するものとする。
- (d) 取次等が介在する取引における基金の弁済の取扱いについて明確化する。
- (e) 基金の求償債権の回収を確保するため、取引所及び清算機構からの返還・交付金 に質権の設定を行うものとする。
- (f) 基金が基金代位弁済支払に係る事前求償権を行使することができるものとする。
- (g) 基金代位弁済支払に係る求償権の行使により基金が取得した財産を代位弁済積立 金に繰り入れるものとする。
- (h) 基金が裁判上及び裁判外の行為を行う場合には、一般委託者からの委任が必要な ことを規定する。

③ 諸規則の改正等

制定されている諸規則については、次のとおり改正が行われた。

(a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の一部改正

平成 18 年 4 月 21 日開催の第 8 回理事会において会社法の制定に伴う基金への提出 書類の改正を、平成 18 年 9 月 28 日開催の第 11 回理事会において預託金から新規会員 負担金へ切換えの仕組みを定める改正を、平成 18 年 12 月 18 日開催の第 12 回理事会 において会員の合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡の取扱いの明確化、及び新規 会員負担金の算定方法の明確化のための改正を、平成 19 年 3 月 20 日開催の第 14 回理 事会において届出事項及び命令、勧告等に係る報告を要する法律の範囲を規定するた めの改正を、それぞれ行った。

(b)「基金分離預託実施要領」の一部改正等

平成 18 年 4 月 21 日開催の第 8 回理事会において基金分離預託として外国通貨を取り扱うための改正を、平成 18 年 12 月 18 日開催の第 12 回理事会において基金分離預託財産として預託された金銭について決済性預金以外の方法で運用できるようにするための改正を、それぞれ行った。また、平成 18 年 4 月 21 日開催の第 8 回理事会にお

いて基金分離預託として外国通貨を預入・返戻する場合の具体的手続き等を定めた 「基金分離預託外国通貨取扱細則」を制定した。

(c)「基金代位弁済業務実施要領」の一部改正

平成 18 年 9 月 28 日開催の第 11 回理事会において、基金代位弁済委託契約の契約期間を 6 ヵ月とすることを可能とするための改正を、平成 18 年 12 月 18 日開催の第 12 回理事会において代位弁済担保として預託された金銭について決済性預金以外の方法で運用できるようにするための改正を、それぞれ行った。

(d) 「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」の一部改正

平成 18 年 12 月 18 日開催の第 12 回理事会及び平成 19 年 3 月 20 日開催の第 14 回 理事会において、会社法の施行及び定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を踏 まえた関連条項の改正を、それぞれ行った。

(e) 「資産の管理運用について」の一部改正等

委託者保護資金等の管理運用については、第1回理事会で決定された「資産の管理運用について」に基づき運用されてきたが、平成18年4月から基金分離預託において外貨の取扱いが開始されることから、平成18年4月21日開催の第8回理事会において、外貨についてはその管理運用を普通預金で取り扱うことを決定した。また、平成18年12月18日開催の第12回理事会において、預託金融機関の経営状況及び金利情勢の変化を踏まえ、基金分離預託財産又は代位弁済担保として預託された金銭について、決済性預金以外の普通預金及び定期預金等で運用できるよう「資産の管理運用について」を改正するとともに、これに伴い発生する利子については、本基金の財務状況に鑑み、及び会員の会費負担の増大を回避する見地から、当分の間、これを本基金の一般勘定に繰り入れ、会員に返還しないこととする「基金分離預託財産及び代位弁済担保について発生する利子の取扱い等について」を決定した。

(2)役員等の選出及び異動

(役 員)

① 任期満了による役員の改選

任期満了により、第2回通常総会(平成18年5月31日開催)において役員の任期 満了に伴う改選を行った結果、次のとおり選出され、6月1日付けをもってそれぞれ

就任した。

(敬称略)

理	事(理事長)	多々良	實夫
理	事(副理事長)	岡地	和道
理	事(副理事長)	清水	清
理	事(副理事長)	宮本	晶二
理	事(専務理事)	長 尾	梅太郎
理	事(常務理事)	庄 司	國男
理	事	森實	孝 郎
理	事	南學	政 明
理	事	加藤	雅一
理	事	石 川	清 助
理	事	川路	耕一
理	事	清覚	秀雄
理	事	二家	勝明
理	事	森	辰 郎
監	事	鈴木	敏夫
監	事	西田	昭博
監	事	東原	豊

② 役員等の異動等

期中における役員等の異動については次のとおりである。

(平成19年3月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

[理 事]

区分	年月日	氏 名	備考
新任	18. 6. 1	森 辰郎	エース交易㈱代表取締役
辞任	18. 9.14	岡地和道	岡地㈱代表取締役
新任	18.12.1	荒井史男	日本商品先物取引協会会長

〔監事〕

区分 年月日	氏 名	備考
--------	-----	----

退任	18.	5. 31	森 辰郎	エース交易㈱代表取締役
新任	18.	6. 1	鈴木敏夫	明治物産㈱代表取締役

(運営審議会委員)

	H 100-12-12-17		
区分	年月日	氏 名	備考
新任	18. 6.22	加藤雅一	岡藤商事㈱代表取締役

(参 与)

1=	4 /		
区分	年月日	氏 名	備考
辞任	18. 5.30	濵田隆道	東京工業品取引所専務理事
新任	18. 6.22	佐藤陽紀	㈱ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
新任	18. 6.22	阿竹康之	㈱アステム代表取締役
新任	18. 7.10	平井敏文	東京工業品取引所専務理事
辞任	18.11.30	関 保喜代	福岡商品取引所専務理事
辞任	18.12.31	井端博人	大阪商品取引所常務理事

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏 名	備考
辞任	18. 9.14	岡地和道	岡地㈱代表取締役
就任	18. 9.28	清水 清	カネツ商事㈱代表取締役

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏 名	備考
移動	18. 9.28	清水 清	カネツ商事㈱代表取締役
就任	18. 9.28	鈴木敏夫	明治物産㈱代表取締役

(規律委員会委員)

(/9011 2	~ > \		
区分	年月日	氏 名	備考
新任	18. 6.22	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長
辞任	18. 9.14	岡地和道	岡地㈱代表取締役
新任	18. 9.28	鈴木敏夫	明治物産㈱代表取締役
辞任	19. 2.19	桜井 明	㈱コムテックス代表取締役

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏 名	備考
辞任	18. 6.15	篠原定功	オリオン交易㈱代表取締役
新任	18. 6.22	犬嶋 隆	ひまわりシーエックス㈱代表取締役

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏 名	備考
辞任	18. 6.22	岡地和道	岡地㈱代表取締役
就任	18. 6.22	清水 清	カネツ商事㈱代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

<u> </u>		* * /	
区分	年月日	氏 名	備考
辞任	18. 5.31	和田 治	(社)全国商品取引所連合会常務理事
辞任	18. 6.22	岡地和道	岡地㈱代表取締役
新任	18. 6.22	佐藤不三夫	スターアセット証券㈱取締役
新任	18. 6.22	西田昭博	タイコム証券㈱代表取締役
新任	18. 6.22	野口宣也	(社)全国商品取引所連合会専務理事

I	 	1 0	6 22	ウオ 重	㈱アサヒトラスト代表取締役
ı	利1 1十	10.	0. 22	HA 男	一枚カノリにトノヘト1しな財産位

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 87 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 19 年 3 月 31 日現在の会員数は 79 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称 (商号) 変更等

① 会員の名称 (商号) 変更

期中における名称の変更は次のとおりである。

変更前	変更前変更後		変更年月日			
モルガン・スタンレー証券会社	モルガン・スタンレー証券㈱	18.	4.	1		
三菱商事フューチャーズ㈱	三菱商事フューチャーズ証券㈱	18.	4.	3		
日本電子証券㈱	フェニックス証券㈱	18.	5.	1		
センチュリー証券㈱	日産センチュリー証券㈱	18.	6.	5		
入や萬成証券㈱	ばんせい証券㈱	18.	7.	1		
大塚証券㈱	岡安証券㈱	18.	7.	1 5		
クレボ㈱	フィリップフューチャーズ㈱	18.	10.	1		
㈱ライブドアコモディティ	かざかコモディティ㈱	19.	2.	1		
クレスト・フューチャーズ㈱	新東京シティ証券㈱	19.	3.	1 2		
㈱USS証券	㈱USSひまわり	19.	3.	1 2		

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日		
さくらフューチャーズ㈱	倉持博重	石川清助	18. 4. 1		
オリオン交易㈱	篠原定功	若村 郷	18. 6.15		
オリエント交易㈱	白鳥忠志	福田國幹	18. 6.27		
日本ファースト証券㈱	中野義信	太田清和	18. 6.30		
㈱USS証券	小山内博朗	原 惇一	18. 7. 1		
㈱アイメックス	須藤和廣	重永公記	18. 7.18		
ドットコモディティ㈱	車田知之	車田直昭	18. 8.18		
ユナイテッドワールド証券㈱	林 和人	建石俊之	18. 9.20		
山前商事㈱	安部右三	前喜康弘	18. 9.26		
フィリップフューチャーズ㈱	今村順樹	髙村賢一郎	18. 9.29		
岡安証券㈱	牧野隆介	吉村光弘	18.12.1		
和洸フューチャーズ㈱	西尾秀成	河原裕之	19. 1. 9		
フィリップフューチャーズ㈱	高村賢一郎	シー・シ゛ェフリー・チ	19. 2.13		
		* -			

かざかコモディティ㈱	山下哲史	岡田光信	19.	2. 19
㈱トレックス	山本善久	加中一彦	19.	3. 31

2. 一般委託者への支払及び関連業務

平成 18 年度において、本基金は、通知商品取引員が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を 8 回開催した。

当年度において、商品取引所法第 303 条第 1 項に基づく通知商品取引員となった会員は 5 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 4 社、分離保管弁済案件と認定した会員は 1 社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はなかったため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。

当該会員に係る処理については、次のとおりである。

(1) フェニックス証券㈱(旧日本電子証券㈱)に係る処理

フェニックス証券㈱は、平成 18 年 4 月 20 日付けで商品取引受託業務廃止公告を行った。 基金は、4 月 21 日に第 11 回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を自 主弁済案件と認定した。同社は 5 月 25 日に商品取引受託業務を廃止し、5 月 26 日に会員 資格を喪失した。

次いで、同社の自主弁済計画の認定を行うため 6 月 21 日開催の第 12 回運営審議会において審議し、基金の立入監査により同社の委託者債務の残高がないことが確認されたことから、基金は同社の自主弁済計画を実施済と認定した。これにより、6 月 22 日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(2) ㈱パンタ・レイ証券に係る処理

(株パンタ・レイ証券は、平成 18 年 7 月 10 日付けで商品取引受託業務廃止公告を行った。 基金は、7 月 12 日に第 13 回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を自 主弁済案件と認定した。更に、7月11日の基金の立入監査により、㈱アイメックスへのトランスファーにより同社の委託者債務の残高がないことが確認されたことから、同社の自主弁済計画を実施済と認定した。

次いで、同社は8月11日に商品取引受託業務を廃止し、8月12日に会員資格を喪失した。また、基金は同日付けで同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位 弁済委託契約を解除した。

(3) メビウストレード㈱に係る処理

メビウストレード(㈱は、平成 18 年 10 月 6 日付けで商品取引受託業務廃止公告を行った。 基金は、10 月 20 日開催の第 14 回運営審議会において、同社の弁済処理について審議し、 同社に係る弁済難易度の認定については、11 月 6 日の商品取引受託業務の廃止の状況をみ て当該認定を行うこととし、その際に、委託者への弁済が既に終了している場合には自主 弁済案件と認定し、そうでない場合は分離保管弁済案件として認定することを再度運営審 議会で審議することとした。

次いで、同社は 11 月 6 日に商品取引受託業務を廃止し、11 月 7 日に会員資格を喪失したので、基金は、11 月 10 日開催の第 15 回運営審議会において意見聴取を行い、自主弁済案件の条件を満たしていることを確認したので自主弁済案件と認定した。また、自主弁済計画の認定については、同社の委託者債務の残高がないことが確認されたことから、同社の自主弁済計画を実施済と認定した。更に 11 月 28 日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(4) 山前商事㈱に係る処理

山前商事㈱は、平成18年11月29日付けで商品取引受託業務廃止公告を行った。

基金は、12月20日開催の第16回運営審議会において意見聴取を行い、同社に係る弁済 難易度を自主弁済案件と認定した。同社は、12月31日に商品取引受託業務を廃止し、平 成19年1月1日に会員資格を喪失した。

次いで、自主弁済計画の認定を行うため、平成 19 年 1 月 24 日開催の第 17 回運営審議 会においてこれを審議し、委託者への弁済が平成 18 年 12 月 26 日をもって完了している ことから、基金は、同社の自主弁済計画を実施済と認定した。また、1月25日付けで同社 との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(5) ㈱アイメックスに係る処理について

(㈱アイメックスは、平成 19 年 3 月 30 日に商品取引受託業務の廃止公告(平成 19 年 5 月 1 日廃止)を行い、また、同日午前 11 時に東京地方裁判所より破産手続き開始の決定を受けたことから、商品取引所法第 304 条に規定する通知商品取引員となった。

基金は、弁済難易度の認定を行うため、3月30日開催の第18回運営審議会において意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。また、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、弁済公告を3月30日付けで実施した。 (官報掲載は4月20日。)

また、期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った通知商品取引員3社(グローバリー㈱、㈱コーワフューチャーズ、MMGアローズ㈱)については、次のとおりである。

(6) グローバリー㈱に係る処理

自主弁済案件と認定したグローバリー㈱については、平成 18 年 11 月 29 日付けで同社 より委託者債務の弁済が完了した旨の報告があり、本基金は、11 月 30 日付けで同社との 分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(7) ㈱コーワフューチャーズに係る処理

分離保管弁済案件と認定した(桝コーワフューチャーズについては、弁済公告(平成 18年4月11日実施(官報掲載日も同日)、5月10日届出締切)に基づく算定対象債権額の届出が2名からあった。本基金は、当該届出に係る審査のため6月15日に業務規程に基づき届出人に対する意見聴取の機会を設けたところ、届出人2名から口述書の提出があった。次いで、6月21日開催の第12回運営審議会において、意見聴取を行い、6月22日開催の第10回理事会に同社に係る弁済計画を付議した。その結果、当該届出人の届出債権

については、商品取引所法施行規則第 112 条に規定する商品取引事故に係るものであることから、当該届出債権を算定対象債権額から除外するとの内容の弁済計画が承認され、6 月 23 日に当該届出人及び同社に対し弁済計画を通知した。また、これにより同社に係る処理が終了したため、6 月 26 日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、基金分離預託財産 500 万円については、大阪府より法人税等の滞納徴収金として 当該預託財産の返還請求権が差押えられていたが、同社に係る処理が本基金からの弁済を 伴わないで終了したことから、6月30日付けで大阪府に対し、将来算定対象債権額が存在 することが確認された場合には当該預託財産を当基金に戻すことが前提である旨の通知を 行ったうえで、8月11日に当該預託財産を大阪府に送金した。

(8) MMGアローズ㈱に係る処理

分離保管弁済案件と認定したMMGアローズ㈱については、弁済公告(平成 18 年 4 月 3 日実施(官報掲載は 4 月 21 日)、5 月 31 日届出締切)に基づく算定対象債権額の届出が 105 名からあった。本基金は、当該届出に係る審査のため、6 月 16 日及び 20 日に届出人 等からの意見聴取の機会を設けたが、参加者はなかった。次いで、6 月 21 日開催の第 12 回運営審議会において意見聴取を行い、6 月 22 日開催の第 10 回理事会において同社に係る弁済計画を付議したところ、以下のとおり、当該届出について全額認定し、算定対象債権額(総額 150,014,516 円)を届出人に弁済することが承認された。これにより、6 月 23 日付けで当該届出人及び同社に対し弁済計画を通知し、7 月 18 日に届出人に対する支払が完了した。

弁済金の内訳は基金分離預託から 31,243,967 円、基金代位弁済から 118,770,549 円であったが、基金代位弁済については担保権の実行により 3,550 万円の回収を行った。

なお、同社との分離保管弁済契約については、10月1日付けで当該契約を解除した。

<MMGアローズ㈱に係る弁済計画>

1. 算定対象債権額届出内容

①届出人数

105名

②届出額 320,777,069 円

2. 算定対象債権額認定額

①委託者債権額 320,777,069 円

②取引証拠金返還請求権の額 170,762,553円

③算定対象債権額認定額 150,014,516 円

3. 弁済額 150,014,516円

(弁済財源)

基金分離預託 31,243,967 円

基金代位弁済支払額 118,770,549 円

(注) うち担保充当 35,500,000円

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

本基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 17 年度において一般委託者支払及び返還資金融資が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準 (98 億円)を下回ることにならなかったことから、平成 18 年度は資金積戻計画を定めなかった。また、平成 18 年度においては、一般委託者支払及び返還資金融資が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 19 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

(2) 新規会員負担金及び預託金について

平成 18 年度は資金積戻計画を定めなかったので、新規会員に対し、新規会員負担金の納付に代えて預託金の預託を求めた。

なお、平成 18 年度における新規預託金の受入は 3 社 1 億 1,720 万円、返還は 1 社 1,050 万円であり、平成 19 年 3 月末日現在で、12 社の会員から 1 億 4,440 万円の預託金の預託を受けている。

(3) 委託者保護資金等の管理

委託者保護資金については、第1回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成19年3月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

① 格付別運用実績

•	S格運用	(国債・政府保証債等)	48.	7 %
•	A格運用	(ムーディーズA3以上)	51.	3 %

② 期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・1年以下	10%	10.8%
・1年超3年以下	10%	8.1%
・3年超5年以下	50%	49.7%
• 5 年超	30%	31.4%

預託金の管理運用については、引き続き第1回理事会決定に基づき全額を決済性預金で 管理運用している。

また、第12回理事会決定により改正された「資産の管理運用について」に基づき、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、普通預金又は定期預金で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1)分離保管弁済契約の締結状況

平成 18 年度において、分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 3 社、契約を変更した会員は 15 社、契約を解除した会員は 11 社であり、平成 19 年 3 月末の契約会員は 80 社であった。(委託者債務の弁済が完了していないため、当該契約の解除をしていない㈱アイメックスを含む。)

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況 (平成 19年3月31日現在) は

別表(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、指定信託契約の信託管理人としての管理を行った。期中に指定信託契約の変更等を行った会員は10社(信託額の変更を含む)であり、平成19年3月末の契約会員は14社、指定信託額の総額は1,351百万円であった。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、㈱日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は3社、契約を解除した会員は11社であった。平成19年3月末の契約会員は78社、基金分離預託の総額は9,119百万円であった。

なお、MMGアローズ㈱の基金分離預託財産 3,124 万円余は委託者への弁済財源となり、 ㈱コーワフューチャーズの同財源 500 万円は債権差押えを行っていた大阪府に送金した。

(4)銀行等保証の管理

基金は、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中に銀行等保証委託契約の変更等を行った会員は5社、平成19年3月末の契約会員は5社、保証額の総額は2,050百万円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、基金代位弁済業務を行った。期中に代位弁済委託契約の変更等を行った会員は61 社(担保変更 4 社、契約解除 6 社、合併による限度額変更 2 社、10 月 1 日付けで契約締結を行った会員は49 社)であり、平成19年3月末の契約会員は49社、代位弁済限度額の総額は18,132百万円であった。

当該契約については、平成 18 年 9 月末に当該契約の期間が満了することにより、平成 18 年 10 月~平成 19 年 9 月までの契約を新たに締結するため、平成 18 年 7 月 11 日に契約 手続について各会員に通知し、7 月 14 日開催の第 2 回代位弁済審査会において、当該契約

締結のための審査基準等について審議するとともに、9月5日開催の第3回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、9月28日開催の第11回理事会において当該契約の締結を付議して、10月1日付けで会員49社(更新48社、新規1社)と当該契約を締結した。(代位弁済限度額の総額は18,132百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第13条第4項及び「外部監査の免除基準について」(平成18年3月10日理事会決定)に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は9社であった。)

また、2月27日開催の代位弁済審査会懇談会において、平成18年10月1日付け契約で契約期間が半年間に短縮された契約会員に係る契約更新の審査についての意見聴取を行い、3月20日開催の第4回代位弁済審査会及び第14回理事会において、平成19年4月1日から9月30日までの当該契約の締結について諮ったところ、半年間の契約期間が満了する5社のうち、契約更新を希望しない3社を除き、契約更新を希望する会員2社及び新規申込会員1社の合計3社と契約を締結することとなった。これにより平成19年4月1日の契約会員は47社、代位弁済限度額の総額は18,109百万円となった。

なお、代位弁済積立金について、MMGアローズ㈱に係る弁済額 150,014,516 円のうち、 基金分離預託財産からの弁済額 31,243,967 円を除く 118,770,549 円を基金代位弁済により 支払ったが、担保権実行により 3,550 万円を回収したことから、代位弁済積立金残高は、 3,916,729,451 円となった。

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

これまでの分離保管等に関する調書(1.委託者資産保全措置の状況)の日次報告のcfefシステムによる受付に加え、平成19年2月より新たに月次提出帳票の一部(月計残高試算表、純資産額規制比率に関する届出書、純資産額に関する調書(2.付属明細表を除く)及び基金独自提出帳票類)のcfefシステムによる報告の受付を開始した。また、これに加え、平成19年度中を目途に全ての月次報告書類のcfefシステムによる

報告の受付を開始すべく、システムを構築中である。

(2) 会員に対する監査

商品取引所及び関係団体と共同で行う定時監査に参画するとともに、これとは別に必要に応じ随時会員に対して委託者資産保全の観点から単独で立入監査を行った。また、随時会員に対し、委託者総合管理表及び委託者別資産管理・保全台帳について書面による調査及び立入調査を行い、必要な指導を行った。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 18 年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、10 社より本基金あて 当該免除の申出があった。これにより、本基金は当該申出会員について外部監査を免除す ることとした。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要により業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

基金は、平成 18 年 12 月 26 日及び平成 19 年 1 月 24 日開催の規律委員会懇談会における委員からの意見聴取並びに平成 19 年 3 月 20 日に改正された定款の内容をもとに「会員の制裁に関する考え方(内規)」をとりまとめ、これを平成 19 年 3 月 29 日開催の第 1 回規律委員会において審議し、会員に係る制裁は当該内規に基づき執り行なうことが承認された。

また、第1回規律委員会において、会員に対する制裁の賦課について審議した。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟関係は現在のところ、補償基金協会存続時に、経営破綻したアイコム㈱及び東京ゼネラル㈱に係る訴訟、基金発足後に業務規程に定める弁済処理を行った㈱コーワフューチャーズに係る訴訟があり、その概要は次のとおりである。

① アイコム㈱関係

平成 14 年 11 月 29 日に違約を発生させたアイコム㈱に係る訴訟については、債権者が基金、東京穀物商品取引所及び国(うち 2 件)を相手取り弁済金等の支払を求める訴訟が5 件(東京地方裁判所ほか)あり、現在係争中である。また、期中において、原告一部勝訴の判決があり、関係者と相談の上当該判決を確定することとし、原告に対し当該判決に基づき3,840万円を支払った。

② 東京ゼネラル㈱関係

平成 16 年 1 月 7 日に違約を発生させた東京ゼネラル㈱に係る訴訟については、債権者が基金及び国等を相手取り弁済金の支払を求める訴訟が 1 件(国を相手の訴訟は別途 4 件あったが、1 件は原告側の取り下げ、2 件は国の勝訴確定)あり、現在係争中である。また、基金は、破産した東京ゼネラル㈱について、基金が原告となって破産管財人を相手に、補償基金協会が支払った弁済に係る求償債権について破産財団から支払を受けられるか否かについて破産債権の確定訴訟を行ったが、一審二審とも一部しか認められなかったため、現在最高裁で係争中である。

③ ㈱コーワフューチャーズ関係

平成 18 年 3 月 29 日に通知商品取引員となった㈱コーワフューチャーズに係る訴訟については、同社に係る算定対象債権額の届出に係る弁済公告により届出を行った委託者からの補償対象債権としての一般委託者支払を求める請求訴訟が 1 件あり、現在係争中である。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 18 年度において、「紛議債権への対処」、「新規会員負担金の取扱等について」、 「取次問題」及び「取引所等の会員脱退に伴う返戻請求権の担保設定」を委託者保護制度 検討委員会において検討を行った。

ア. 「紛議債権への対処」については、今後とも、裁判の進捗状況に併せて検討を行う こととした。「新規会員負担金の取扱等について」は、取次に係る部分を枚数等に含 まないことを明確にし、それを反映するため定款、業務規程等の施行に関する規則を 改正することとした。「取次問題」については一部について検討を終えたものの、整理できていない領域があることから引き続き検討を行うこととした。

イ. 「取引所等の会員脱退に伴う返戻請求権の担保設定」については検討を終え、平成 19 年 4 月より実施するため業務規程に反映することとし、会員懇談会において、会員 に対し周知を図るとともに清算機構及び商品取引所に対し、「業務方法書」及び「定 款」の改正の要請を行った。これを受け清算機構及び商品取引所から、応諾する旨の 返事があったので、4 月より会員と質権設定契約を締結するため、質権設定契約書等 を顧問弁護士と相談の上作成し、契約締結の準備を行った。

当該内容については次のとおりである。

取引員の脱退又は清算資格喪失に伴い各取引所及び清算機構から当該取引員に返還又は 交付される持分、脱退等調整金、清算預託金等は、当該取引員の経営破綻に際しては、破 産管財人等の手に渡り、その一般債権への弁済に充当される可能性が高い。

しかしながらこのような返還・交付金は、当該取引員の商品取引のために預託が行われ、 又はその商品取引の活動の結果、返還又は交付が行われるものである。したがって、各取 引所及び清算機構に対する債務への弁済等の各制度が予定する優先弁済を行った後の『残 余』については、一般債権への弁済に優先して、基金が当該取引員に代わり委託者への弁 済に伴い取得する当該取引員に対する『求償債権』の弁済に充当すべきである。

これが可能となれば、基金の求償債権の回収が進み、その後に発生する弁済事故に対する弁済支払のための基金のファンドを充実させ、ひいては商品取引の委託者保護に資すると考えられる。特に取引員の資金力が減退している現下においては、このような措置を講じることが急務である。

このため、本基金は、①予め、②基金の全ての会員個々と、③一般委託者支払及び基金 代位弁済支払に伴い基金が取得する『求償債権』を被担保債権とし、④当該会員が有する 返還・交付金の返還又は交付を受ける権利を担保対象債権とする『質権』を設定する契約 を締結する必要がある。

これにより、本基金は各取引所及び清算機構から直接に返還・交付金を取り立てることができることとなる。

そして、このような契約を締結した会員及び基金は、当該会員が加入している各取引所

及び清算機構に対し『確定日付のある証書』によりこれを通知する必要がある。

このような措置を可能とするために基金として、会員にこのような措置を義務づける業務規程の改正を行った。また、各取引所及び清算機構においても、返還・交付金請求権の 譲渡及びこれへの担保権設定を禁止する定款及び業務方法書の規定を改正の手続きを進め た。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く 周知してもらうため、平成17年5月1日にホームページを開設し、本基金のしくみ及び 提出書類等を掲載し、情報の提供を行った。また、分離保管制度に係るQ&Aコーナー を設置するため、会員専用ページを作成した。

なお、本年度中のアクセス数は 76,714 件であった。

③ 記者懇親会の開催

商品先物取引業界の啓蒙事業の一環として、記者懇親会を全商連、日商協、先物協会と協同して開催した。

④ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4)他団体への調査協力

先物協会による制度検討委員会及び日商協の統一経理基準小委員会への調査協力を行った。

(5) その他

会員懇談会の開催

会員代表者と本基金の運営及び予算のあり方について意見交換を行うため、次のとおり 会員懇談会を開催した。

関東・北海道地区 2月28日 東京穀物商品取引所

関西・西日本地区 3月 2日 ホテル日航大阪

中 部 地 区 3月 2日 ホテルアソシア名古屋ターミナル